

フランスにおけるヒト胚研究の倫理

芝浦工業大学名誉教授 小出泰士

民法典Ⅱ章 人体の尊重について 16条～16-8条

- 人間の尊厳の不可侵
- 人間をその生命の始まりから尊重
- 人体の不可侵、不可処分
- 人体を財産権の対象としてはならない
- ヒトという種の統合性の不可侵
- 優生学的行為の禁止
- 遺伝的性格の改変の禁止
- 代理懐胎の禁止 等々

民法典16条

「この法律は、人の優位性を確保し、
人の尊厳への一切の侵害を禁止し、
人をその始まりから尊重することを保証する。」

「人間の尊厳の不可侵」



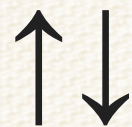
↓ ←「精神と身体の不可分」



「人体の不可侵」「人体の不可処分」

科学技術が飛躍的に進歩した時代において、
老い、病み、死ぬという本質を備えた
vulnerableな人間を、
技術による暴力から保護するための方策が
必要。

胚(胎児)の生命の保護



女性の権利

健康と福祉に対する幸福追求の要請

初期胚の道德的地位

①未分化な細胞の集まり

un amas de cellules indifférenciées

②潜在的人間

une personne humaine potentielle

③完全な権利をそなえた人間

une personne humaine à part entière

ヒト胚研究の容認条件の変遷

1994年 ほぼ禁止

2004年 治療上の重大な進歩の可能性

2011年 医学上の重大な進歩の可能性

2013年 医学目的に含まれていること

2021年 ヒト生物学の知見の改善を追加⁷

生殖細胞系列にゲノム編集技術を用いる基礎研究

ヒト発生学に関する知見やヒト生殖細胞系列への将来の適用の可能性に関する知見を得ることを目的とするのであれば、①研究の科学的妥当性、②医学やヒト生物学の知見の改善、③代替不可能性、④倫理原則の遵守、を条件に容認。

生殖細胞系列にゲノム編集技術を用いる臨床応用

目的: 不治の重篤な遺伝病が子孫に伝わることを回避。病気の発症のリスクを軽減したり病気への抵抗性を持たせたりすること。

しかし、遺伝子や遺伝子変異の持つ役割や意味について十分な理解が得られていないことから、子宮に移植することは法律で禁止。

研究のために新たにヒト胚を作成すること

現在、研究の対象は、受精後14日以内の余剰胚に限られており、研究のために新規にヒト胚を作成することは、2021年法においても禁止されている。

とはいえ、新規胚の研究により、初期発生機序の解明などにより医学の進歩、公共の福祉が見込めることから、検討が続けられている。